

岩手県告示第585号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり岩手県から土地立入りの通知があった。

平成24年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 一般国道397号改築工事（新小谷木橋（仮称）・奥州市水沢区真城字中河原地内から羽田町字上小谷木地内まで）
- 3 立ち入ろうとする土地の区域及び期間
 - （1） 区域 奥州市水沢区真城字中河原1番並びに羽田町字上小谷木143番1、143番2及び143番3
 - （2） 期間 平成24年9月1日から平成25年3月31日まで